

奈良県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、安部
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 上田市夫

北葛城郡広陵町大字安部五六七

乾善徳

七七五

古山佳勇

七八四

乾善輝

七八二一二

岡橋庄一郎

四一九

中谷嘉蔵

馬見中三丁目一一五

久保忠雄

大字安部一二九一二

吉川功

六〇八

寺田惣一

五四二

古山喜幸

三四〇

古山功

五四二

吉川正人

五二五一二

出井陸治

五五〇一二

監事 翼博司

八〇三

理事 乾善徳

三二五一四

就任役員の役名、氏名及び住所

北葛城郡広陵町大字安部七七五

古川喜幸

六〇九

古山佳勇

三四六

中谷嘉蔵

三四〇

田辺義信

七四八

久保忠雄

馬見中三丁目一十五

翼博司

大字安部一二九一二

六〇九

〃 鑑事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

木村 出井 翼 吉川 翼 寺田 古山 上田 古山
吉成 陸治 寛行 正人 成元 惣一 功 市夫 隆副

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

四七四 三二五 一四〇 八〇三 五五〇 五二五 五六七 六〇八
一四 一一 一二 一二 一二 一二 一二 一二